



真鶴

第 17 号

平成 14 年 11 月

議会だより

発行／真鶴町議会 〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244-1 TEL.0465-68-1131
FAX.0465-68-5119



町民祭



町の鳥
いそひよどり

もくじ

9月定例会	2
7月臨時会	5
一般質問	7
視察レポート	11

また、陳情は一件が趣旨採択となり、一件は常任委員会に付託・継続審査となりました。一般質問は五人の議員が十項目にわたり行いました。

収入役の選任について
内容は真鶴町議会議員の定数を十四人と定め、平成十五年一月一日から施行するものです。なお、現条例の真鶴町議会議員の定数を減少する条例（現在も定数は十四人）は廃止されました。現収入役の二見弘幸さんの任期が平成十四年十月五日満了となるため、再任することについて議会で同意されました。
(任期 平成十四年十月六日)
平成十八年十月五日)



町道路線について
隣接土地所有者の敷地に囲まれ一般交通の用に供する必要がある法律が八月二日に公布され、国民健康保険法の改正がされたことにより、一部負担金の割合等の見直しが行なわれたことに伴い、所要の改正がされました。町道路線が廃止されました。町道路線名 真第585号線
起 点 真鶴町真鶴字山下
終 点 一二〇三番一〇地先
一一五三番地先

この定例会では、平成十三年度一般会計ほか八つの特別会計の決算認定をはじめ、専決処分一件、人事一件、条例四件、町道線の廃止・変更・認定六件、補正予算五件と決議案一件が提案され、すべての議案を可決（同意・認定）しました。

内容は、法人税の連結納稅制度の創設に伴い、法人町民税の均等割税率における条文の整備をしたものです。

正されたため、議会議員の定数を定める条例を制定するものであります。

内容は真鶴町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。固定資産評価審査委員会の審査の手続き等について、所要の改正がされました。

町道路線の廃止について
隣接土地所有者の敷地に囲まれ一般交通の用に供する必要がある法律が八月二日に公布され、国民健康保険法の改正がされたことにより、一部負担金の割合等の見直しが行なわれたことに伴い、所要の改正がされました。町道路線が廃止されました。町道路線名 真第585号線
起 点 真鶴町真鶴字山下
終 点 一二〇三番一〇地先
一一五三番地先

9月定例会

平成14年9月25日～27日

専決処分

真鶴町税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が八月一日に施行となり、これに伴い真鶴町税条例の一部を改正する必要が生じたが、急施を要するため、地方自治法の規定により専決処分をしたものです。

内容は、法人税の連結納稅制度の創設に伴い、法人町民税の均等割税率における条文の整備をしたものです。

真鶴町議会の議員の定数を定める条例の制定について

真鶴町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

（仮称）真鶴町地域情報センター建設に関する問題を調査するための特別委員会設置に関する決議案が提出され、全員賛成で可決されました。

現委員の遠藤勢津夫さんの任期が平成十四年十月十一日満了となるため、再任することについて議会で同意されました。
(任期 平成十四年十月十二日)
平成十八年十月十一日)

湯河原町との間に、任意の合併協議会を設立しましたが、市町村合併に関する事務を円滑に進めるため、新たに合併対策課を新設する改正がされました。これに併せて真鶴町議会委員会条例の所管の部分の改正がされました。

（仮称）真鶴町地域情報センター建設に関する問題を調査するための特別委員会設置に関する決議案が提出され、全員賛成で可決されました。

決議

教育委員会委員の任命について

真鶴町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

真鶴 議会だより

路線名	真第586号線	終点	八五三番三四地先
起 点	真鶴町真鶴字山下	終 点	真鶴町岩字二細山
一、二〇三番一〇地先	一、四六番一地先	八三三番一地先	
終 点	真鶴町真鶴字山下浜		
路線名	真第587号線	開発行為に伴う用地帰属によ り道路に異動が生じたため、町 道路線の変更がされました。	
起 点	真鶴町真鶴字山下		
一、二〇〇番四五地先	一、二〇〇番四地先		
終 点	真鶴町真鶴字山下		
路線名	真第509号線	開発行為に伴う用地帰属によ り道路に異動が生じたため、町 道路線の変更がされました。	
起 点	真鶴町真鶴字立ヶ窪		
一、八四二番二地先	一、八四〇番三三地先		
終 点	真鶴町真鶴字立ヶ窪		
路線名	真第509号線		
起 点	真鶴町真鶴字立ヶ窪		
一、八四二番二地先	一、八四〇番三三地先		

町道路線の変更について

開発行為に伴う用地帰属によ
り道路に異動が生じたため、町
道路線の変更がされました。

開発行為に伴う用地帰属によ
り道路に異動が生じたため、町
道路線の変更がされました。

補正予算

一般会計補正予算（第三号）

国民健康保険事業特別会計（事 業勘定）補正予算（第一号）

下水道事業特別会計補正予算 (第一号)

陳情第一号

既定の歳入歳出予算にそれぞ
れ二千七百五十万八千円を追加
し、総額を八億九千五百万八千
円とするものです。

既定の歳入歳出予算にそれぞ
れ三百六十六万九千円を追加し、
総額を五億九千四百五十五万九
千円とするものです。

陳情

既定の歳入歳出予算にそれぞ
れ一千六百二十四万五千円と
するものです。

既定の歳入歳出予算にそれぞ
れ一千六百二十四万五千円と
するものです。

既定の歳入歳出予算にそれぞ
れ百四十万二千円を減額し、総
額を三億八千七百二十四万八千
円とするものです。

既定の歳入歳出予算にそれぞ
れ一千六百二十四万五千円と
するものです。

起 点

路線名 真第648号線

起 点 真鶴町岩字棚子下

歲出は、総務費の財産管理費

初予算額との差額を追加するこ
となどが主なものです。

歲出は、総務費の財産管理費

既定の歳入歳出予算にそれぞ
れ一千一万円を追加し、総額を

平成十五年度固定資産の評価
替えにあたっての陳情

（総務民生常任委員会）

平成13年度決算

一般会計・特別会計の決算額

(単位：千円)

区分		予算現額	前年対比	収入済額	前年対比	支出済額	前年対比
一	般会計	3,173,346	△10.1%	3,281,979	△10.1%	3,079,313	△10.7%
特別会計	国民健康保険事業勘定	883,141	△2.3%	963,168	2.2%	850,365	0.1%
	国民健康保険施設勘定	393,715	△4.0%	391,408	△5.8%	370,810	△1.9%
	老人保健医療	941,624	1.3%	882,809	6.4%	884,085	9.9%
	下水道事業	380,125	18.1%	313,533	17.6%	304,461	20.1%
	真鶴魚座	119,329	4.6%	121,851	4.2%	103,449	1.5%
	土地取得	4,808	△3.1%	4,807	△3.1%	4,807	△3.1%
	介護保険事業	388,206	12.9%	390,686	14.3%	377,655	15.1%
	計	3,110,948	2.7%	3,068,262	5.2%	2,895,632	6.4%
合計		6,284,294	△4.2%	6,350,241	△3.3%	5,974,945	△3.2%

上水道事業会計の決算額

(単位：千円)

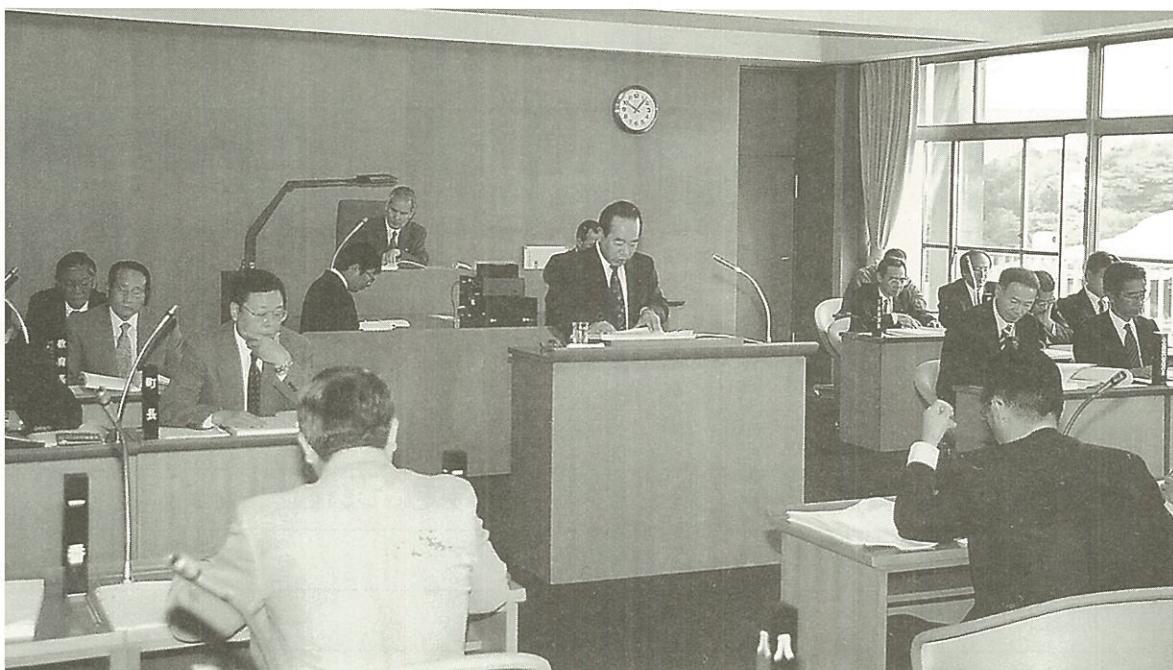
区分		予算現額	前年対比	収入済額	前年対比	支出済額	前年対比
収益的収入		242,490	△6.2%	241,563	△6.5%		
収益的支出		313,589	6.8%			310,549	7.4%
資本的収入		0	—	0	—		
資本的支出		42,119	△77.6%			41,270	△77.5%

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は前年度損益勘定留保資金及び当年度消費税資本的収支調整額で補てんした。

平成十三年度の真鶴町一般会計ほか八特別会計の決算審議がされ、すべて原案のとおり認定されました。

広報「真鶴」十一月号に掲載され、主な決算内容は、主な決算内容は、

査委員より適正なものと認められるとの監査報告がされました。なお、決算審議に先立ち、監



決算説明

真鶴町議会会議規則の一部を改
正する規則の制定について

地方自治法の改正により、議

農業委員会等に関する法律の
規定により、議会は農業委員会
委員を推薦することになつてい
るため、奥津光隆議員、福井弘
行議員の二名を推薦しました。

農業委員会委員の推薦について

平成十四年第三回臨時会は、
七月十八日に会期一日で開きま
した。

7月臨時会

平成14年7月18日

員派遣に関する改正がされまし
た。

一般会計補正予算（第一号）

既定の歳入歳出予算にそれぞ
れ二百四十万円を追加し、総額
を三十二億二千九十五万二千
円とするものです。

歳人は、繰入金で、まちづく
り推進事業に充当するため、ま
ちづくり推進事業基金を追加す
るものであります。

歳出は、教育費の文化財保護
費で、貴船まつり保存管理奨励
のための交付金の追加が主なも
のです。

**みなさんのご意見を
お待ちしています**

真鶴町議会報編集委員会
TEL.68-1131（内線362・363）
FAX.68-5119

あなたも議会を傍聴してみませんか

議会の傍聴は町政の動きや議員活動、議会運営などを知る最も良
い方法です。手続きは簡単です。お気軽におでかけください。

次の定例会は、12月に行われます。日程などは12月中旬の議会
運営委員会で決まります。詳しくは、議会事務局までお問い合わせ
ください。

☎68-1131
内線 362~363

9月定例会で審議した議案と結果

議 案 名	審議結果
専決処分の承認を求めることについて（真鶴町税条例の一部を改正する条例の制定）	可 決 (全員賛成)
収入役の選任について	同 意 (全員賛成)
教育委員会委員の任命について	同 意 (全員賛成)
真鶴町議会の議員の定数を定める条例の制定について	可 決 (全員賛成)
真鶴町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
真鶴町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
真鶴町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
町道路線の廃止について	可 決 (全員賛成)
町道路線の廃止について	可 決 (全員賛成)
町道路線の廃止について	可 決 (全員賛成)
町道路線の変更について	可 決 (全員賛成)
町道路線の認定について	可 決 (全員賛成)
町道路線の認定について	可 決 (全員賛成)
平成14年度真鶴町一般会計補正予算（第3号）について	可 決 (全員賛成)
平成14年度真鶴町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について	可 決 (全員賛成)
平成14年度真鶴町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）について	可 決 (全員賛成)
平成14年度真鶴町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	可 決 (全員賛成)
平成14年度真鶴町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	可 決 (全員賛成)
決算の認定について（平成13年度真鶴町一般会計決算）	可 決 (全員賛成)
決算の認定について（平成13年度真鶴町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算）	可 決 (全員賛成)
決算の認定について（平成13年度真鶴町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）決算）	可 決 (全員賛成)
決算の認定について（平成13年度真鶴町老人保健医療特別会計決算）	可 決 (全員賛成)
決算の認定について（平成13年度真鶴町下水道事業特別会計決算）	可 決 (賛成多数)
決算の認定について（平成13年度真鶴町真鶴魚座特別会計決算）	可 決 (全員賛成)
決算の認定について（平成13年度真鶴町土地取得特別会計決算）	可 決 (全員賛成)
決算の認定について（平成13年度真鶴町介護保険事業特別会計決算）	可 決 (全員賛成)
決算の認定について（平成13年度真鶴町上水道事業会計決算）	可 決 (全員賛成)
（仮称）真鶴町地域情報センター建設特別委員会設置に関する決議について	可 決 (全員賛成)

Q1

教育施設の 防災対策と 課題は

神奈川県西部地域は、地震対策強化地域の指定を受けたこと

により、発生が予測される東海沖地震等に備える必要があり、既に真鶴小学校と中学校は、耐震補強工事が終了しているが、ひなづる幼稚園と岩小学校は、耐震対策がとられておらず、子

ども達の生命を守るために一日も早い対応が必要と思われる。

教育施設は、児童・生徒たち

の学びの場であるだけでなく、災害時には各地域の避難場所にもなる地域コミュニティーのか

なめでもあり、ひなづる幼稚園と岩小学校の耐震対策についての見解を伺いたい。

小学校については、少子化の問題もあり、学校の存続が統合なのか、現在までに教育委員会では、どのような論議がされ、具体的な計画はどのようになつてているのか伺いたい。

Q&A

一般質問

回
答

岩小学校は、平成十一年度に耐震診断を実施し、補強の必要性が認められましたが、学校統

合の問題もあり、日常的に危険が心配される箇所について、亀裂、剥落、浸水等の問題のある

箇所の工事を児童等の安全確保を最優先に十三年度に実施しま

した。

ひなづる幼稚園は、施工業者

による外観調査の結果、当面震工事の心配はないとの結果を受け、正式な耐震診断は実施しません。両建物とも今後、

学校統合問題に関する判断結果により対処したいと考えています。

統合の問題は、平成十七年四月、一年生入学する子どもが両校合わせて五十数名程度の児童数が予測されますが、例年学校の変更を求める方もあり、これを見込みますと、五名から八

名が考えられ、それ以降も同様に推移していくんだろうとのことで、統合という考え方が出でました。

教育委員会の中で学校を通して保護者とか、PTAに向かつて事情を説明しながら、今後も話し合いをしていきたいとお願いしてきましたが、三木町長が選挙で当選された際に、統合という形のものが明確に打ち出されました。教育委員会としても、これを受けまして、

今後関係の皆さま方にご意見等も伺い、最終的には、平成十七年四月あたりには結論を出したいと考えています。

Q2

高齢化社会に 対応するには

真鶴町保健福祉計画によると高齢者が求める保健サービスの

利用意向は、健康診査や健康教育とある。立つ、座る、歩く、トイレに行く、着替える等の生活動作が補助してもらわないのでも暮らすことができる。そのような体をつくることを目標の高齢者のための健康づくりが急がれる。



岩小学校

真鶴 議会だより

当町においても健康教育として、さまざまな施策がされていますが、中高年対象の筋力トレーニング教室を取り入れていく時ではないかと思うが考え方を伺いたい。

また地域サポート体制を整えていく計画の一つに高齢者への情報提供がある。高齢者に対する意向調査の中で、生きがいの具体的には、どのように展開され、その効果はどのようなものか伺いたい。

介護予防対策として、現在転倒骨折予防教室、家族介護教室。保健事業では、高齢者いきいき体操教室を実施しています。またプロジェクトA、運動介入教室・高脂血症予防・糖尿病予防教室運動編という名称で健康教育を実施しています。

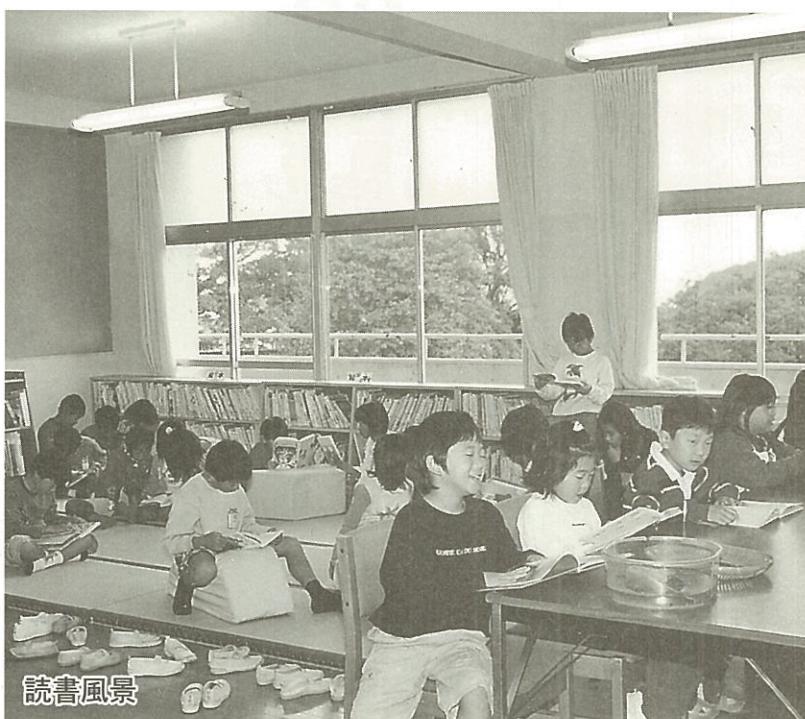
町では健康日本21の栄養食生活運動等といった目標に向けて生活習慣予防事業を実施しています。筋力トレーニング教室においては、今後、関係者と相談して検討したいと思います。筋力トレーニング教室についても整つた。それはそれなりに進めていただきたい。

回 答

Q3 情報と意見集約の方法は

効果として社会福祉協議会、民生委員の協力により介護保険サービスの利用や一般施策の安否確認を含む配食サービス、緊急通報システムのサービス等に活用されています。

後一年数ヶ月の間、毎月、広報まなづるに介護保険制度サービス内容、利用料、町施策等に関する情報を掲載しています。現在でも年四回程度掲載しています。高齢者保健福祉計画見直しに向けて、今年二月に実施したアンケート結果を考慮して情報提供についての計画を盛り込んでいきたいと考えています。



方について伺う。

回 答

真鶴小学校は明治六年に創立、来年が百三十周年の節目を迎えます。記念事業は学校が主催するのですが、今回は百周年から百三十年までの三十年間の歩みと卒業生、在職職員の名簿などを中心に五十ページ程度の記念誌を発行する予定です。

図書ボランティア等の意見を聞きながら、PTAの管理する予算等で整備する考えです。

来年の十一月七日の開校記念日には、ささやかな内輪だけの式典を学校では考えているようです。

また、併せて図書室の整備を計画しています。本年度、四階から三階の旧ランチルームに移動しましたので、来年度は記念事業の一環として、内容の改善を

Q5

湯河原町との合併問題の

その後は

自治体の存在意義と役割は地方自治法第一条の二に明記されているようにそこに住む住民の福祉の増進を図ることである。

しかし、福祉と暮らしへの責任

放棄、国からの合併の押しつけと財政保障制度を崩すことを「車の両輪」として制度の破壊の企てがある。住民の意志に基づいて地方自治体を適切な規模にしていくことに一律に反対するものではないが、国の強制的な行政指導、財政誘導による合併の押しつけには反対である。

両町の協議会の在り方は、合併ありきを前提とした議論ばかりではなく、合併の是非も含めて協議、検討することが必要である。

一般、熱海市が湯河原との合併を希望しているということに対し、「真剣に検討していくたい。」という湯河原町長の答弁について、真鶴町としてきちんと聞きただしているのか伺う。

次に地方交付税の制度の原点を守らせること、町の財政・税

収はどうなるのか二十年、三十年後を見据えるシミュレーションを明らかにし、発表すべきと思うがどうか。

原は「そんなつもりはありません。そんな失礼なことはない。」

ということ事が事実です。

熱海市長選挙の直前に熱海市が湯河原町との合併問題を考えているとの新聞報道を各紙、全部読みました。県の人を通して、湯河

回 答



からそこに踏み込んでみようというのが、今回の合併なのです。その論議をして、町民に情報を流し、判断してもらうということです。

Q6 住基ネットの稼働について

回 答

すべての国民に11桁の番号をつけ、住所、氏名などの個人情報を国機関が通信回線を市町村などと結んでやりとりをする、住民基本台帳ネットワークシステムの稼動が八月五日に始ました。専門家の間では、全国単一のオンラインシステムで管理するというが、どんなコンピュータでも絶対に情報が漏れないという保障のあるシステムではなく、プライバシー侵害の危険が現実のものになつてくる、と指摘している。町民の多くが不安を持っている。

個人情報保護に関する十分な法整備や情報流出を完全に防止するシステムが確立されない住基ネットへの参加を中止することができないのか。また、漏洩の恐れがある場合には、直ちに

住基ネットの実際の運用は、来年の八月の第二次稼働からとなり、現状では住民に不利益が生ずることはないと考えます。しかし、国の動向を注意深く見守り、町の諸規程を策定整備し第二次稼働に備えていきます。個人情報保護条例の制定については、来年四月の施行を目指し、「個人情報保護懇話会」という形で検討を開始しました。その中できちんと組み込まれ守られる方法を早ければ十二月頃には皆さまの前に大きな骨格として示していきたいと思います。

Q7 有料道路の無料化は

になることは、タウンニュースなどでも報じられた。プール制、元談じやないと思っていたのに、ないよう真鶴町の実効ある措置と対応を求める。

また、県の方でも西湘バイパスの延伸と絡めて議論が交わされているようだが、そのことも含め、いま一度町長の見解を述べていただきたい。

斯の延伸と絡めて議論が交わされているようだが、そのことも含め、いま一度町長の見解を述べていただきたい。

回 答

有料道路については、補正予算の中でも論議がされました。

あれは東名などの高速道路のフル化。真鶴のフル化というのは、旧道と新道の部分でフル化はもうされているのです。1959年9月4日に真鶴道路は開通され、本来ならば、それから三十年で終わり、それを回収したら無料化になる。それを七年で返しきつてしまつた。

しかし、吉浜を直し、今度は57年の4月1日にトンネルが開通した。二百五十億かかったといふ。その部分で取るのが本来なのですが、みな旧道に逃げてしまうというので、新道に比べて旧道を割高で取つた。それ以来、これはおかしいということ

2008年には償還金の期間も終え、新道・旧道とも無料化

を言い続けてきている。

それが五十年ぴたりならば、

2009年の9月3日で五十年

が終わります。そうすると新道も旧道もただなのです。みんなわかつてない。旧道だけただなると思っている。

だから高速道路の有料化のよう、今の真鶴道路もずっと取り続けられるというような、そんな理屈が通るわけがないのです。高速道路と一般有料道路との違いはそれだけ違うのです。

ぜひここでの認識をはつきりしておいて、取られるはずがないと

思います。

Q8 学童保育の実施を

回 答

来年度より県での小児医療費の助成をゼロ歳児から三歳児までに引き上げると聞いていますが、町もその制度にのると聞いている。窓口の無料でやるのか、また町として県の助成範囲に上乗せ等の考えはないか。

学童保育の実施について前回のアンケートの結果を聞き、お母さん方にも話をした。行政での準備会の立ち上げと学童保育立ち上げについての予算化の考

えはいか、伺う。

来年の四月から三歳ではなく、三歳未満ですので、その予定で動いています。

三月の議会でも答弁がありました。これは国がやるべきこと。

県が足し前をしてやる制度を設

Q9 小児医療費の助成制度は

回 答

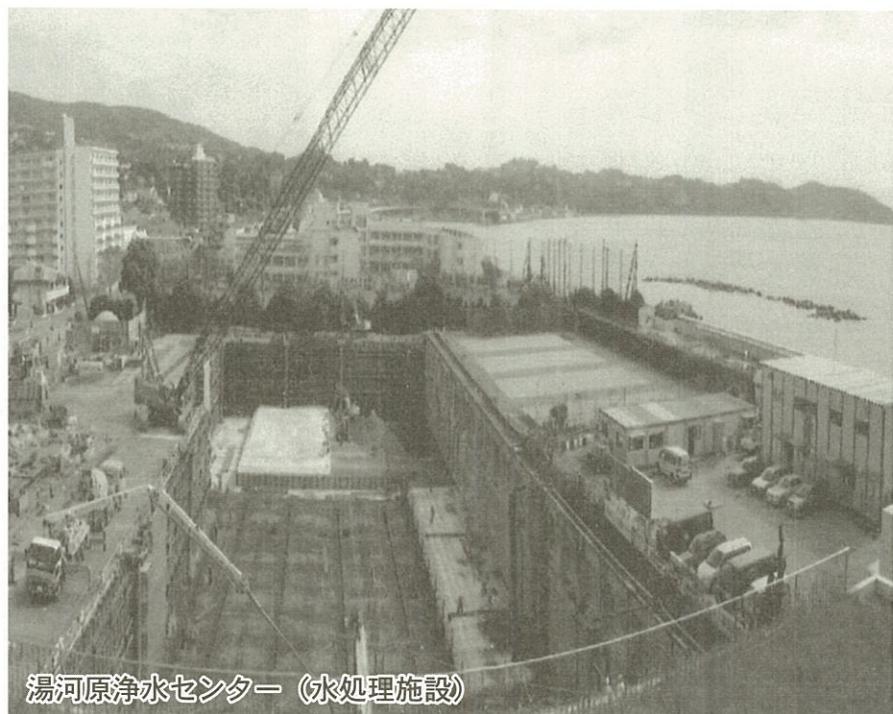
アンケートを実施した中で、費用負担があつても預けたいと意見は18%でした。現在のところ準備会の立ち上げや学童保育の立ち上げについて、予算化する考えは持つていません。

住基ネットを切断すること、このシステムによって憲法で保障された自由が侵害されることのないよう真鶴町の実効ある措置と対応を求める。

けるならば、県の制度にのるとはつきり言っています。現在のところ、県の助成範囲に上乗せする考えはありません。また支払い関係については、県の制度がこれから詳細に決まつてくるので、どういう形になるのかはこれからです。

Q10

下水道事業について



湯河原浄水センター（水処理施設）

私は下水道事業を白紙に戻し合併浄化槽での汚水の処理を訴えてきたが、下水道本管工事が進み湯河原への負担金は全体計

私は下水道事業を白紙に戻し合併浄化槽での汚水の処理を訴えてきたが、下水道本管工事が進み湯河原への負担金は全体計

修正案として、既に町中心部を通っている下水管を有効利用するため、マンホールポンプで汚水を処理し、残り全域は合併浄化槽及びコミュニティープラントという形での変更を求める。

なぜ今のままの計画で問題か

というと、これは平成二年バブル絶頂期の頃の計画であり、今、

不況や低金利のために生活が逼迫している人が増え、普及率の伸び悩みが予想される。

また建築基準法の改正により、二年前の十二月一日より、家の新築や建て替えの際に、合併浄化槽設置が義務となった。平成十三年十二月末時点で町内の合併浄化槽設置基�数は、182基であったのが九月二十日現在では、220件と増加の一途をたどつており、下水道普及率の伸び悩みは避けられない。

今後、町財政運営に大きな影響を与えることが予想され、一般会計の負担、経営面の問題を町民に良く説明しておく必要がある。過大な規模の事業を実施したり、使用料を高く設定した

画の六割を超えてしまった。現状で事業を白紙にすることは無理があることは認める。

しかし、今から十八年もかかる下水道事業計画に、その計画のままでは賛同できない。軌道

進めてしまうと、町民に高負担を強いるか、次世代に重い負担を残すか、あるいは福祉を削減するしか道がない。事業の見直し、変更を求めるが、所見を伺う。

回 答

町内の幹線管渠の整備もほぼ

完了している状況です。一日も早い供用開始に向けて、整備を推進しています。下水道計画の変更は考えていません。

また、合併処理浄化槽及びコ

ミュニティープラントへの抜本的な変更も考えていません。

下水道事業は既に十年経過している状況から、ポンプ場の完成を見据えた上で全体計画の見直しを検討する時期に来ています。面整備の進捗状況などを踏まえ、全体計画区域から末端部分のエリアを合併処理浄化槽等で整備する方法などにより見直すことでも、今後検討することになると思われます。

第一日目は、上屋久町役場において世界遺産に登録されるま

時代の流れとともに観光に対するスタイルの変化などにより、

真鶴の顔として長年親しまれてきたケープパレスが平成十六年五月をもって撤退することになった。そこで議会としては特別委員会を設置し、半島の利用について調査研究をすることとした。そして、まず世界遺産として登録されている鹿児島県にある屋久島を視察し、自然と人間の共存を目指し限りある資源をどのように守っていくのかを学ぶ、という目的で二泊三日の視察研修に出発した。



